

平成 23 年 6 月 22 日

特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準等に関する意見

中央社会保険医療協議会
専門委員 松村 啓史

平成 22 年 12 月 15 日の中医協保険医療材料専門部会における松本純夫委員長からの「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準等に関する意見」について、専門委員の立場から以下の意見を述べる。

全般的な検討の方向性に関して

- ・ 諸外国の医療提供体制や医療機器の商慣習などを十分調査の上、安定供給など日本の実態を踏まえた上で議論を重ねることが重要である。
- ・ 保険医療材料制度の改定においてはイノベーションの推進、デバイスギャップ・デバイスラグの縮小といった医療機器の喫緊の課題解決に反することが無いよう配慮が必要である。

1. イノベーションの評価について

- ・ 適用する際の基準の運用の考え方などを再整理することに賛成である。
- ・ 在宅医療機器などの指導管理料の材料加算として評価されている医療機器についてもイノベーションの評価を検討してはどうか。

2. 市販後の評価の見直しについて

- ・ 特定保険医療材料は医薬品の銘柄別評価とは異なり、同一機能区分内に複数の製品が存在するという機能区分別の評価であり、市販後の再評価による引き上げ、引き下げには慎重な検討が必要である。

3. 外国価格参照制度について

- ・ 日本国内でしか販売されていない製品に関しても、医療環境の異なる国の販売価格を参照することは、機能区分収載制度にはなじまない。

4. 特定保険医療材料の考え方について

- ・ 評価区分の明確化の本提案に賛成である。
- ・ 明確化にあたっては現状を踏まえ、平成 5 年中医協建議の基本理念を踏襲して再度検討してはどうか。

以上